市民大會ヲ開キ市役所ニ向ヒデモ！

市役業員ハ市民參加自由！

！ヲデモ実施ノ要求ヲ大會ニ提出セヨ

！行動セヨ市ノ利害ニ關スル一切ノ問題ニ付テ三十日ノ市民大會ニ於テ

！提出セヨ、決議、宣言、其ノ他ノ具體化

！ストライキ

！萬歳

市役所ノ全勞働者ハ大會ノ決議ニ從ヒ總テノ業務ヲ抛棄シテ參加スベシ

第二十二條　本同盟ノ綱領ハ大會ニ於テ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

第六章　附則

第二十三條　本規約ノ改正ハ大會ニ於テ出席代表者ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條　本規約ハ大會ノ決議ニ依リ之ヲ改正スルコトヲ得

第二十五條　本同盟ハ大會ノ決議ニ依リ解散スルコトアルベシ

即チ亜細亜勞働及傳播會議ヲ經テ國際勞働會議ノ一部ヲ組織スル

市電全從業員ハ國民主義同盟ノ旗ノ下ニ！

加盟申込書

所屬	關係		
住所	市區町丁目番地		
職名	氏名	年令	

貴同盟ノ趣旨ニ賛成ノ上加盟仕候也

右

氏名　印

昭和　年　月　日

神戸市電國民主義同盟殿